

パブリックコメント実施結果調書

案件の名称	大泉町公告式条例の一部改正(案)について				
実施担当部署	総務	部	総務	課	内線 832
意見等の募集期間	令和6年7月10日から令和6年8月9日まで				
意見等の受付件数	2件 1人	(郵便 人・HP 人・LINE 人・メール 人・FAX 人・持参1人)			

1 いただいた「ご意見等」・「町の考え方」の内容

番号	ご意見等の箇所	提出いただいたご意見等の概要	町の考え方
1	第2条第2項	住所のみの記載では具体的にわかりませんが、実際の掲示では役場より増えるのはわかりますが、条例の第2条の記載ではこの条文(住所のみの記載)でいいと思いますが、欄外に場所を示していただかないと一般には不明です。	本条例の改正案は、現在4か所に設置している町の掲示場を1か所に変更するものです。 また、設置場所の記載の方法については、現在は「住所のみの記載」となっていますが、改正後は設置場所の名称(大泉町役場)を記載することとします。
2	第2条第2項	次の場所にも設置してほしい。 ・健康福祉総合センター ・社会福祉協議会 ・スポーツセンター ・図書館 ・文化むら ・大泉町郵便局(中央)	本条例の改正案は、現在4か所に設置している町の掲示場を1か所に変更するものですが、その理由は次のとおりです。 ① オンライン化への移行を段階的に進めるため 本業務については、将来的にはオンライン掲載に切り替えるべきものと考えますが、その第一段階として、本改正において掲示場を削減するとともに、町民への影響が特に大きい「条例」については「町HPに掲載」することで、オンライン化に対応し、幅広く情報発信を行っていきます。 ② 職員の事務の効率化のため 現在、職員が掲示場をまわり、掲示をしています。 そこで、掲示場の数を削減して1か所とすることで、掲示場の掲示に係る職員の業務時間を削減し、業務の効率化を図ります。

2 いただいたご意見等に基づき、素案を修正した内容 なし

「パブリックコメント手続」に関するお問い合わせ先			
大泉町役場	総務 部	総務課	法規行政係
〒370-0595	住所: 大泉町日の出55番1号		2階19番 窓口
電話:	0276-63-3111 (内線832)	ファクシミリ	0276-63-3921
電子メール:	soumu@town.oizumi.gunma.jp		